

●香川県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年3月22日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市土居町2丁目777番1地 先から	前	16.2~31.2	273	街路事業に伴う現 道拡幅
丸亀市土居町2丁目666番67地 先まで	後	27.0~46.3	273	